

建設コンサルタント等業務の前金払の適用について

令和6年3月6日
加茂市財政課

令和6年4月1日以降の加茂市が発注する建設コンサルタント等業務について前金払の制度を導入します。

1 対象となる工事

請負金額500万円以上の次の建設コンサルタント等業務を対象とします。

- (1) 土木建築に関する工事の設計業務
- (2) 土木建築に関する工事に関する調査業務
- (3) 測量業務

2 適用条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（前払金保証）を受けていること。

3 支給割合

請負金額の10分の3以内の額とします。

4 前金払の手続き

請負者は、前払金の請求をしようとするときは、市（業務担当課）に保証事業会社の発行した前払金保証証書を添えた前払金認定申請書（指定様式）を提出してください。